

市場・商店街等に対する防火対策について

4月19日に発生した旦過地区火災(1回目)の火災調査報告書の概要及び緊急火災予防対策事業等の取組み状況について報告するもの。

1 旦過地区火災(4月19日発生)の火災調査報告書の概要について

(1) 出火場所

北九州市小倉北区魚町四丁目2番 木造飲食店(旧「新旦過町内会」内)

(2) 出火原因

不明

(3) 出火原因を「不明」とした理由

火災現場の状況などから、出火原因として可能性のあるものについて、慎重に検討を行った。

ア 放火

防犯カメラの録画内容には、放火につながる映像は確認されなかったことと、店舗にガソリンや灯油などがまかれた痕跡もなかったことなどから、考えにくい。

イ たばこによる出火

たばこから出火した痕跡は確認されなかったことから、考えにくい。

ウ 電気による出火

何らかの電気コードにショート痕が確認できたものの、出火の原因となったショート痕なのか、火災により配線被覆が溶けて発生したショート痕なのか特定できなかった。

また、漏電や電気機器からの出火も否定できないが、建物や電気機器などの焼損が激しく、出火原因につながる確固たる証拠が得られなかった。

以上のことから、出火原因の特定には至らなかったもの。

2 「119番自動火災通報システム」設置事業（令和4年6月補正予算）

(1) 概要（予算額：500万円）

「119番自動火災通報システム」を設置していない木造市場に追加設置するもの。

(2) 進捗状況（令和5年2月7日時点）

No	木造市場の名称	進捗状況
1	到津市場（小倉北区）	R4.10 設置済み
2	折尾新市場（八幡西区）	R4.11 設置済み
3	熊手市場B（八幡西区）	R4.11 設置済み
4	大黒市場（若松区）	R5.3 設置予定
5	枝光本町中央商店街・はってん会（八幡東区）	R5.3 設置予定
－	紅梅市場（八幡西区）	市場を廃止する予定

(3) 設置状況

木造市場24箇所のうち、平成28年度に18箇所設置済。令和4年6月補正予算で5箇所追加設置することで、市内のすべての木造市場に設置完了予定（廃止予定の紅梅市場は除く）。



119番自動火災通報システム(本体)



119番自動火災通報システム(感知器)

3 「緊急火災予防対策事業」：防火指導員による防火指導

(令和4年9月補正予算)

(1) 概要 (予算額：1880万円)

木造飲食店関係者の防火意識の向上を図るため、消防職員OBを「防火指導員」として14名採用し、木造飲食店に直接出向いて、きめ細かな防火指導を行うもの。

(2) 対象

木造飲食店約650店舗

(3) 方法

防火指導員が2名1組で、期間内に、一店舗につき2回の防火指導を行う。

【指導内容】

- ア 火災予防啓発
- イ 消火器の取扱説明
- ウ 消火訓練

(4) 事業期間

令和4年11月1日～令和5年3月31日 (5か月間)

(5) 実施状況 (令和5年2月3日時点)

- ア 1回目については、防火指導を626店舗(約96%)に実施済み。
- イ 2回目については、310店舗(約48%)に実施しており、現在も継続中。



厨房の防火指導



消火器の取扱訓練

(6) 防火指導を受けた飲食店関係者の声

- 日頃、使っている厨房回りの火災の危険性に改めて気付いた。
- 万が一、火災が発生した場合でも、消火器を取扱える自信がついた。
- 近隣の店舗も一緒になって防火対策をした方がよいと思った。

4 「緊急火災予防対策事業」：火災予防対策のあり方検討会

(令和4年9月補正予算)

(1) 概要 (予算額：120万円)

木造商店街密集地域における今後の火災予防対策のあり方について、3回の検討会を開催し、有識者等から意見を伺ったもの。

(2) 構成員

(◎座長、○副座長 敬称略)

所属機関名・役職等	構成員氏名
東京理科大学総合研究院火災科学研究所 教授 (学識経験者：火災安全工学)	こばやし きょういち ◎小林 恭一
総務省消防庁消防研究センター 主幹研究官 (国の行政機関：大規模火災)	すずき けいこ ○鈴木 恵子
九州大学大学院人間環境学研究院 准教授 (学識経験者：まちづくり)	しが つとむ 志賀 勉
一般財団法人日本消防設備安全センター 次長 (学識経験者：違反是正)	うづさわ やよい 宇津澤 弥生
旦過市場商店街 会長	くろせ よしひろ 黒瀬 善裕
八幡商店組合連合会 会長	ふじわら たけし 藤原 武志
北九州市八幡東消防団 副団長	うちむら みゆき 内村 美由紀
九州大学大学院人間環境学府空間システム専攻 (住民参加のまちづくりを研究する大学院生)	ますみつ ゆき 益満 由紀

(3) 開催日及び検討事項

ア 第1回 (令和4年10月24日)

- 旦過地区火災・枝光本町商店街火災の概要について
- 本市の火災予防対策の現状と他都市における先進的な取組みについて

イ 第2回 (令和4年11月28日)

- 法的義務のない事業所に対する規制のあり方について
- 今後の火災予防啓発・防火指導及び消火訓練のあり方について
- 一時休業店舗の再開時の防火指導について
- 老朽化した空き店舗等の漏電火災対策について

ウ 第3回（令和5年1月30日）

- 今後の査察のあり方について
- 自主防災組織について（地域が自主的に防火に取り組む仕組みづくり）

（4）構成員からの主な意見

ア 今後の火災予防啓発・防火指導及び消火訓練のあり方について

- 火災予防は、消防と地域が信頼関係を築き、防火に関心を持ってもらうため、地道な取組みを積み重ねることが大事である。
- 確実に初期消火を成功させるためには、本物の火を消す訓練が有効である。
- 現在、消防局が行っている「防火指導員によるきめ細かな防火指導」は非常によい取組みである。

イ 今後の査察のあり方について

- 木造商店街密集地域等にある木造飲食店に対しては、概ね3～5年の査察周期を短縮することや、法令違反に対する厳しい行政指導を行うことが必要である。

ウ 法的義務のない事業所に対する規制のあり方について

- 小規模な飲食店等には、法令で定める防火管理講習の受講義務はないが、防火に関する責任感を根付かせるため、何らかの講習を受けさせることが有効である。
- スプリンクラーや簡易自動消火装置は、費用負担が生じるので、設置を義務付けるのは難しい。消防がきめ細かな防火指導を行い、防火意識を高める方がよい。

エ 自主防災組織について（地域が自主的に防火に取り組む仕組みづくり）

- 建物が密集している市場・商店街等では、火災が大規模化するという地域特性を、多くの人に知ってもらうことが必要である。
- 市場・商店街等では、組合加入者と未加入者の関係が希薄化している。消防が調整役となり、地域が自主的に防火に取り組むための後押しをしてもらいたい。

（5）今後の取組み

検討会の意見を踏まえ、木造商店街密集地域における火災予防対策の強化について検討を進め、可能なものから速やかに着手する。